

新潟県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

(平成12年5月31日商工第 347号)

改正 平成12年7月17日商工第 524号

改正 平成14年3月28日商振第1374号

改正 平成16年3月23日商振第1680号

改正 平成17年9月 7日商振第 647号

改正 平成18年7月31日商振第 420号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 準備書（第3条）
- 第3章 届出等（第4条—第8条）
- 第4章 説明会（第9条—第11条）
- 第5章 意見（第12条—第15条）
- 第6条 勧告及び公表（第16条—第17条）
- 第7章 報告の徴収（第18条）
- 第8章 交通流動予測（第18条の2）
- 第9章 新潟県大規模小売店舗立地審議会（第19条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る大規模小売店舗の新設、変更等の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 準備書

(準備書)

第3条 知事は、法第5条第1項、第6条第2項、並びに法附則第5条第1項及び第3項の規定による届出をする者（以下「届出者」という。）に対して、必要に応じて、事前に新設計画準備書又は変更計画準備書（以下「準備書」という。）の提出を求めることができるものとする。

2 準備書の提出部数は、新設計画にあつては13部に届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）の長が必要とする部数を加えた部数とし、変更計画にあつては、新設計画の部数（市町村長が必要とする部数を含む。）を超えない範囲でその都度知事が定める部数とする。

3 届出者は、準備書の作成をしようとするときは、あらかじめ、知事及び市町村長と密接に連絡し、必要があると認めるときは協力を求めることができる。

- 4 第2項の規定にかかわらず、関係行政機関及び隣接市町村と連絡調整を図る等、知事が必要と認めるときは、提出部数を変更することができる。
- 5 準備書は、別に定めるところにより作成するものとする。

第3章 届出等

(新設、変更届出書等の提出部数)

第4条 規則で定める届出書(以下「規則様式」という。)の提出部数は、次の各号に定める部数に市町村長が必要とする部数を加えた部数とする。

この場合、第2号に掲げる届出書については、規則第4条で定める書類のうち、当該届出の変更事項に係るものを添付するものとする。

- (1) 規則様式第1号 15部
- (2) 規則様式第3号、第5号、第6号及び第8号 15部以内
- (3) 規則様式第2号 4部
- (4) 規則様式第4号及び第7号 2部

2 この要綱で定める報告書等(次条において「要綱様式」という。)の提出部数は、次の各号に定める部数に市町村長が必要とする部数を加えた部数とする。

- (1) 別記様式第1号及び第9号 1部
- (2) 別記様式第5号、第7号、第8号、第11号、第17号(添付書類を添付しない場合)及び第21号 2部
- (3) 別記様式第17号(添付書類を添付する場合)及び第20号 15部以内

3 前条第4項の規定は、前2項の規定による届出書等の提出部数について準用する。

(届出書等の市町村への送付)

第5条 知事は、届出書等を次の各号に定めるところにより市町村長に送付するものとする。

- (1) 準備書並びに前条第1項第1号及び第2号に掲げる規則様式並びに前条第2項第3号に掲げる要綱様式 市町村長が必要とする部数
- (2) 前条第1項第3号に掲げる規則様式 2部
- (3) 前条第1項第4号に掲げる規則様式及び前条第2項第2号に掲げる要綱様式 1部
- (4) 別記様式第2号、第3号、第6号、第10号、第15号、第16号及び第19号の写し 1部

(届出等の公告)

第6条 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)、第6条第6項、第8条第3項及び第6項並びに第9条第3項の規定による公告は、新潟県報への登載によるものとし、必要に応じて新潟県ホームページにより情報提供することができるものとする。

(届出等の縦覧)

第7条 法第5条第3項、第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、新潟県産業労働部商業振興課(以下「商業振興課」という。)において行うものとする。

- 2 新潟県の休日定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項に掲げる日は、縦覧を行わない。
- 3 縦覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(軽微な変更)

第8条 届出者は、法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として認める旨の要望を行うときは、別記様式第1号を法第6条第2項の届出書に添付するものとする。

2 知事は、市町村長と協議の上、法第6条第2項の規定による届出が、規則第8条の規定による軽微な変更該当すると認めるときは、別記様式第2号により届出者に通知するものとする。

(届出の取下げ)

第8条の2 届出者は、法第5条第1項、第6条第2項及び法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の届出後、法律の手続き中に当該届出を取り下げようとするときは、別記様式第21号により、知事に提出するものとする。

2 第6条の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

第4章 説明会

(説明会を掲示に代える場合)

第9条 知事は、市町村長と協議の上、規則第11条第2項の規定に基づき、法第6条第2項の規定による届出に係る規則第11条第1項の方法による説明会を掲示に代えることを認めるときは、別記様式第3号により届出者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者は、知事と協議の上、掲示場所及び掲示期間等を公告するものとする。

3 規則第11条第2項の規定による掲示は、別記様式第4号により当該掲示に係る届出が法第6条第3項の規定による縦覧に供されている間、これを行うものとする。

4 前項の規定による掲示をした者は、掲示期間終了後速やかに、別記様式第5号により、掲示の概要を知事に報告するものとする。

(説明会の開催)

第10条 知事は、法第7条第1項の規定による説明会の開催に当たって、開催の日時、場所、及び公告の範囲等について、市町村長と協議の上、届出者に対して、必要な助言を行うことができるものとする。

2 知事は、大規模小売店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいため、複数回の開催が必要と認める場合は、市町村長と協議して、別記様式第6号により届出者に指示するものとする。

3 届出者は、法第7条第2項による説明会開催の公告をしようとするときは、前2項の規定に留意し、開催の時期及び内容等について、あらかじめ、別記様式第7号により知事に提出するものとする。

4 規則第12条第3号の都道府県が適切と認める方法は次によるものとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する地元紙を含む日刊新聞紙3紙以上に折り込み広告をすること

(2) 知事が市町村長と協議して、説明会対象者と定めた者に説明会の案内を直接配布すること

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が適切と認める方法

5 第3項の規定による公告する事項は、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 大規模小売店舗の新設又は変更に係る地元説明会であること

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (3) 当該大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗で小売業を行う者のうち主たる小売業者の氏名又は名称及び住所並びに小売業を行う者の数
 - (4) 新設又は変更を行う日
 - (5) 新設又は変更の概要
 - (6) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（前号の概要に含まれる場合を除く。）
 - (7) 当該説明会に係る問い合わせ先
- 6 届出者は、説明会終了後速やかに、説明会の概要を地元説明実施状況報告書（別記様式第8号。以下「報告書」という。）により知事に提出するものとする。
- 7 第3項の規定による計画書及び第6項の規定による報告書（以下「計画書等」という。）の提出は、電子計算処理組織（知事が指定する電子計算機と、計画書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを、電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用して送信することにより行うことができる。
- 8 前項の規定により行われた提出は、同項の知事が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に到達したものとみなす。

（説明会を開催することができない場合）

- 第11条 届出者は、規則第13条第1項の規定により、法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、知事と協議の上、別記様式第9号により説明会開催不能の報告を行うものとする。
- 2 知事は、市町村長と協議の上、前項の報告が規則第13条第1項の事由に該当すると認められる場合は、別記様式第10号により届出者に通知するものとする。
- 3 規則第13条第2項第3号の都道府県が適切と認める方法は、次によるものとし、周知後速やかに別記様式第11号により知事に報告するものとする。
- (1) 知事が市町村長と協議して、説明会対象者と定めた者に、届出の概要を直接配布すること
 - (2) 公的な施設に届出の概要を掲示すること
 - (3) 前2号に定めるもののほか、知事が適切と認める方法

第5章 意見

（市町村からの意見の聴取）

- 第12条 知事は、法第8条第1項の規定による市町村長への公告の通知及び意見聴取をするときは、別記様式第12号により行うものとする。
- 2 市町村長は、前項の意見を述べようとするときは、別記様式第13号により行うものとする。

（意見の申出）

- 第13条 法第8条第2項の規定による意見の申出は、別記様式第14号の意見書により、商業振興課に持参、郵送又は知事が適切と認める方法により行うものとする。
- 2 前項の意見書に係る法第8条第3項の規定により公告する意見の概要は、意見の内容に限るものとし、意見を述べた者の氏名及び住所等は含まないものとする。
- 3 知事は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、公序良俗に反すると認められる部分については、法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができるものとする。

- 4 知事は、法第8条第2項の規定による意見書を同条第3項の規定により縦覧に供したときは、縦覧に供した部分に限り、必要に応じて、市町村長に情報提供することができるものとする。

(県の意見)

第14条 知事は、法第8条第4項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない場合は、別記様式第15号又は第16号により当該届出者に通知するものとする。

(届出を変更しない旨の通知)

第15条 届出者は、法第8条第7項の規定による届出を変更しない旨の通知を行うときは、別記様式第17号により知事に通知するものとする。

- 2 前項の通知をする者は、知事の意見を踏まえ規則第4条第1項各号に掲げる事項及びこれに準じる事項を変更しようとするときは、変更前及び変更後の当該事項を記載した書類を添付するものとする。
- 3 第6条の規定は、前項の規定による通知について準用し、商業振興課において4月間縦覧する。

第6章 勧告及び公表

(勧告)

- 第16条 知事は、法第9条第1項の規定による勧告をしようとするときは、別記様式第18号により、市町村長に意見を聞くものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、前項の通知の2週間以内に、別記様式第13号により行うものとする。
 - 3 知事は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合は、法第8条第7項の届出又は通知の日から2月以内に、別記様式第19号により当該届出者に通知するものとする。

(公表の方法)

- 第17条 法第9条第7項の規定による公表は、第6条の規定による公告の方法について準用するほか、報道機関等への資料提供によるものとする。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該届出者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第7章 報告の徴収

(報告の徴収)

- 第18条 知事は、法第14条の規定により報告を求めるときは、期限を付して、これを求めるものとする。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、別記様式第20号により知事に報告するものとする。
 - 3 市町村長は、法第8条第1項及び法第9条第1項の意見を述べるために必要な場合は、理由を付して、法第14条の規定による報告を求めるよう知事に申し出ることができるものとする。
 - 4 知事は、前項の規定により申出があった場合は、内容を審査し、必要と認めるときは、法第14条の規定により報告を求めるとし、徴収した報告を市町村長に通知するものとする。

第8章 交通流動予測

(交通流動予測)

第18条の2 知事は、設置者に対して、必要に応じて、別に定めるところにより交通流動予測（交通シミュレーション）の提出を求めるものとする。

第9章 新潟県大規模小売店舗立地審議会

(審議会への諮問)

第19条 知事は、次の各号に掲げる場合は、新潟県大規模小売店舗立地審議会に諮問し、その意見を聞くものとする。

- (1) 法第8条第4項の規定による意見を定めようとするとき
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告をしようとするとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、大規模小売店舗の立地に関する重要事項を決定しようとするとき

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出のうち、大規模小売店舗周辺の地域の生活環境に与える影響が少ないと認められる場合は、諮問しないことができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。